

## 今後の進め方

## 1. 全体の進め方（別添1）

- 「1. 設計条件及び評価判断基準」に当たる再処理施設及び廃棄物管理施設の入力地震動の策定を優先して説明。
- 上記と並行して、「2. 具体的な設備等の設計」（「2-1：システム設計、構造設計等」、「2-2：解析・評価等」）として整理すべき事項等の整理、具体的な構造設計等の説明を実施。MOX 燃料加工施設を例として、構造設計等として説明すべき内容等の説明方針、設備の構造等の類似性を踏まえた類型化及び代表による構造設計の説明等の整理を進め、再処理施設及び廃棄物管理施設へも展開。
- 「1. 設計条件及び評価判断基準」の入力地震動の策定に係る結果を踏まえ、設計用地震力（FRS等）、耐震計算等を行い、それらを「2-2：解析・評価等」の方針を踏まえた計算結果等の説明に当たる「3-2：評価判断基準等との照合」で引き渡し、説明を実施。（ここに至るまでの説明事項は、上記項目で対応）
- 共通12による「2. 具体的な設備等の設計」の整理結果を申請書の構成等を踏まえた00資料に反映し、申請書全体としての構成等の確認を行う。その後申請書への反映を実施。

## 2. 今後の審査会合での説明方針

- 1. を踏まえ至近での審査会合での説明の進め方としては、以下のとおり考えている。
  - 11月審査会合
    - ・ **1. 設計条件及び評価判断基準**：「地震観測記録による減衰定数の検討（西側地盤）」、「追加調査の進捗状況」
    - ・ **2. 具体的な設備等の設計（2-1：システム設計、構造設計等）**：MOX 説明グループ1に係る構造設計等の説明及び「**2-2：解析・評価等**」に係る整理方針、再処理、廃棄物管理の設計説明分類、説明グループの設定
  - 12月審査会合
    - ・ **1. 設計条件及び評価判断基準**：追加ボーリング調査データ取得状況、基本地盤モデルの設定方針
    - ・ **2. 具体的な設備等の設計（2-1：システム設計、構造設計等）**：「再処理、廃棄物管理の説明グループ1」に係る構造設計等の対応状況
  - その後（準備整い次第）の審査会合
    - ・「追加調査結果」、「地盤の実態を考慮したパラメータの設定結果」及び「基本地盤モデル設定結果」
    - ・「再処理、廃棄物管理の説明グループ1」、「MOX 説明グループ2」等に係る構造設計等の説明

## 3. 各活動の実施状況及び当面の進め方

## 3. 1 具体的な設備等の設計（共通12）に係る進め方

- 「2. 今後の審査会合での説明方針」を達成するため「具体的な設備等の設計（共通12）」について、複数のタスクを関連性をもって進める。至近の対応が必要な事項の対応は以下のとおり。
- 「**2. 具体的な設備等の設計（2-1：システム設計、構造設計等）**」に係る検討を実施。
  - ◆ MOX 説明グループ1を例とした共通12各資料での記載事項の整理
    - ✓ MOX 説明グループ1でのグローブボックスに係る構造設計等の記載事項の整理実績を他の設計説明分類の説明に展開できるよう「共通12の作成方針（ガイド）」を整備する。（10/24 ヒアを踏まえた修正版を11/2提出 11/8ヒア）

- ✓ MOX 説明グループ1に係る構造設計等の説明（10/26,27 ヒアを踏まえた修正版を 11/7 修正版資料提出 11/9,10ヒア）
- ◆ 再処理施設、廃棄物管理施設の設計説明分類・説明グループの設定
  - ✓ SA の要求事項の整理、DB の設計項目の整理等の結果を踏まえ、説明グループの設定に係る整理を行う。（11/7 提出 11/9 ヒア（共通 1 2 本文、別添へ反映））
- ◆ 要求事項を踏まえた構造設計等と解析・評価等での説明事項の仕分け、DB/SA の共通事項の整理等（溢水、竜巻等）
  - ✓ 要求事項を踏まえた構造設計等と解析・評価等での説明事項の仕分けに係る整理を DB の要求事項を対象として「竜巻による損傷の防止に係る対応方針」、「溢水・化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る設計方針」、「再処理説明グループ1に係る対応方針」に係るタスクで実施（11/2 提出 11/8 ヒア）
  - ✓ 上記と並行して、SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）を「再処理説明グループ1に係る対応方針」に係るタスクで実施（10/27 ヒアを踏まえた修正版を 11/2 提出 11/8 ヒア）
  - ✓ 上記 2 つの整理結果を踏まえ、DB/SA の紐づけ整理を実施。（11/2 提出（整理イメージ） 11/2 ヒア（今後の進め方ヒア（別添 2 参照））、11/13 提出 11/16 ヒア）
- ◆ また、上記共通 1 2 に関する整理と並行して、個別の技術的事項について説明を実施。
- 「2. 具体的な設備等の設計（2-2：解析・評価等）」に係る整理
  - ◆ 資料 4 における説明ロジックの整理（設工認 計算（評価）方針、計算書（評価書）との紐づけ等）
    - ✓ 10/27 ヒアを踏まえて、今後、共通 1 2 本文等に反映。（11/7 提出 11/9 ヒア）

### 3. 2 耐震関係（入力地震動の策定）の進め方

- 「2. 今後の審査会合での説明方針」を達成するため、以下の項目についての検討を進める。  
検討内容はすべて耐震建物 08 に反映することとし、以下のスケジュールでの対応を行う。
- (1) 全体シナリオ、4 因子に対する検討（追加調査に関連する検討以外）
  - 10/6,10,30 ヒアリングでの議論を踏まえて耐震建物 08 の修正を実施。
    - ✓ 耐震建物 08 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所：11/9 資料提出 11/14 ヒア
    - ✓ 耐震建物 08（ヒアコメント反映）：以下のステップで対応を実施。  
→11/22 資料提出 11/29 ヒア希望
      - a) 10/6、10 ヒアリング踏まえた要検討事項の技術的検討 ～10/31
      - b) 10/30 ヒアリング踏まえた検討～11/7
      - b') a)b)の資料化 ～11/7
      - c) b')の有知見者含めたレビュー + 修正作業 ～11/13
      - d) レビューおよび 14 日ヒア踏まえた追加検討 + 資料反映 ～11/21  
→その後必要に応じて追加資料提出/ヒアのステップを希望
- (2) 追加ボーリング調査の実施（～12/E）、並行して得られたデータの分析
  - 追加調査取得データについて、順次会合時点での出来高を提示：  
11/9 時点での状況→11 月会合で説明  
12/7 時点での状況→12 月会合で説明（岩石コア以外の結果提示が目標）
  - 追加調査結果とその分析結果は、12/E 以降に耐震建物 08 に反映し資料提出。
- (3) 「地盤の実態を考慮したパラメータ」の設定→基本地盤モデルの設定
  - 基本地盤モデルの設定の考え方（方針）（12/B 資料提出予定）

➤ 追加調査結果の分析踏まえ、検討結果まとめり次第資料提出 (1/B~)

(4) 入力地震動の策定（その後、設計用地震力（FRS 等）の設定・耐震計算）

➤ 策定した基本地盤モデルに基づき入力地震動を策定。検討まとめり次第資料提出

以 上

## 次回審査会合における説明項目

### 1. 入力地震動の策定

#### (1) 岩盤部分の減衰定数（西側地盤に対する地震観測記録を用いた検討内容）

- 西側地盤について、地震観測記録と地震観測位置における地質構造の特徴
- 伝達関数による検討の内容（西側地盤）
  - ✓ 減衰定数の周波数依存性について複数のケース(リニア型、バイリニア型、周波数依存性なし)を考慮し、減衰定数及び速度構造を同定。
  - ✓ 上記で同定した減衰定数及び速度構造を用い、シミュレーション解析により、地震観測記録の再現性を確認。
- 地震波干渉法による検討の内容（西側地盤）

多数の地震観測記録に共通的にみられる地震波の伝播傾向を分析したところ、表層における波形が単純な入射と反射の現象とは異なる傾向を示しており、地震波干渉法による検討は出来ないと判断。その内容について説明。

#### (2) 追加調査の進捗状況

- 現在の進捗状況をスケジュール表で説明
- 岩盤部分の減衰定数に係る追加調査について、データ取得状況を説明。また、Q 値解析結果が得られている地点での減衰の測定結果を提示
- 表層地盤の物性値に係る追加調査についてデータ取得状況を説明。

### 2. 具体的な設備等の設計

#### (1) MOX 説明グループ1

- 前回会合等を踏まえ、具体的な設備等の設計に係る具体化、充実化した事項を説明。
- ✓ 基本設計方針等の要求事項から設計項目への展開
  - ➡構造設計の前提となるシステム設計、配置設計の「設計項目」の追加（フィルタの保守性に係る構造設計の前提として換気設備の系統に係るシステム設計の説明を追加等）
- ✓ 安全設計の前提となる安全設計以外の観点での要求事項の紐づけ
  - ➡安全設計の前提となる生産工程の要求事項、保障措置・核セキュリティの設備との相互影響に係る要求事項を整理し、安全設計に係る「設計項目」との紐づけ
- ✓ 設計の妥当性を確認するための評価の展開
  - ➡基本設計方針の要求事項において設計の妥当性を評価により確認するとしている項目だけでなく、機能、性能を要求する基本設計方針の要求事項や基本設計方針の要求種別を機能要求②としているもの、要求事項が達成されていることを評価により確認する必要があるものを「設計項目」評価として展開
- ✓ 構造設計等の具体的な設計に係る説明の具体化、充実化（例示により具体化・充実化の視点を説明）

(2) 再処理の設計説明分類、説明グループの設定

- 前回会合等を踏まえ、説明グループにおける説明すべき事項の網羅性に係る検討を説明。
- ✓ SA の要求事項の整理、DB/SA に係る設計の紐づけを行うことで、SA として説明すべき事項を網羅的に抽出し、説明グループのどこで説明するのかの仕分けを行うことで、説明項目の網羅性を確保

(3) 解析・評価等に係る設計の説明

- 解析・評価等として説明する項目の抽出、抽出された解析・評価等として説明する項目の種類、類型した各分類での解析・評価等に係る設計の説明方法の体系整理等について、例示を含めて説明

以 上

# 1. 設計条件及び評価判断基準

# 2. 具体的な設備等の設計

# 3. 具体的な設備等の設計と評価判断基準との照合

【別添 1】

(1/4)

## 【2-1：システム設計、構造設計等】

- 共通12の目的、共通12における具体的な設備等の設計に係る全体像等
- MOX説明グループ1を例とした共通12各資料での記載事項の整理
- 設計説明分類・説明グループの設定、要求事項を踏まえた構造設計等と解析・評価等での説明事項の仕分け、DB/SAの共通事項の整理等（溢水、竜巻等）

※ 2/4 頁参照

共通12（資料1～3）、個別補足説明資料

※ 2/4 頁参照

## 【3-1：設計要求等との照合】

00資料への反映（別紙1、別紙4、別紙5等）

## 【2-2：解析・評価等】

- 資料4における説明ロジックの整理（（設工認 計算（評価）方針、計算書（評価書）との紐づけ等）
- MOX説明グループ1を例とした共通12での記載事項の整理

※ 2/4 頁参照

(2-2) 共通12（資料4）、計算（評価）方針等  
(3-2) 計算書（評価書）、個別補足説明資料

※ 計算結果を反映

## 【3-2：評価判断基準等との照合】

申請書不備に係る原因、対策

申請書への反映

00資料への反映（別紙1、別紙4、別紙5等）

入力地震動の策定

設計用地震力（FRS等）、耐震計算

- 地震観測記録による減衰定数の検討
- 表層物性に係る検討
- 追加データ調査の結果を踏まえた検討
- 基本地盤モデルの設定
- 入力地震動の策定

- 入力地震動の設定結果を踏まえた設計用地震力（FRS等）の評価
- 設計用地震力に基づく建屋、機器等の耐震計算等の実施

設計説明分類、説明グループ、主条文、関連条文の整理、合わせて評価等を行う項目に係る設計基準と重大事故で共通する構造設計等の整理（共通 1 2 資料 2 での条文間の関係性）  
再処理説明グループ 1 の対象条文に対しても上記整理を実施

**共通 1 2（本文、全体の整理方針）**

**共通 1 2（説明グループ 1 構造設計等（2-1））**

- ・共通12の目的、共通12で整理する事項の全体像等の整理、作成方針（ガイド）の整備（対応方針1.1①、②）
- ・設計説明分類・説明グループの設定、構造設計等と解析・評価等で示す事項の整理、DB/SAの類似となる設計方針の整理等（対応方針1.1③、④、⑤）
- ・説明グループ 1 に係る説明（関連する個別補足説明資料を含む）

ヒアリング予定等：9/15（共通12本文等）、10/5（共通12本文等）、10/24、11/8（ガイド）、10/26、10/27、11/9、11/10（説明グループ 1）～

**共通 1 2（説明グループ 2 構造設計等（2-1））**

**共通 1 2（本文、全体の整理方針）**

- ・資料 4 に係る記載方針等の整理（対応方針1.1⑥）

ヒアリング予定等：9/29、10/6、10/20、10/27（今後の進め方ヒア）、11/9

**共通 1 2（説明グループ 1 解析・評価等（2-2））**

※ 3/4 頁参照

※ 3/4 頁参照

**溢水、化学薬品の漏えいに係る設計方針の整理**

- ・基本設計方針を踏まえた評価要求と構造設計等の設計項目の整理（資料 2、3、4 関連）
  - 評価対象の選定、止水板・蓋の設計の考え方等の整理
- ・合わせて設計、評価等を示す項目に係る設計基準と重大事故で共通する構造設計等の整理（資料 2 関連）

ヒアリング予定等：9/14（対応方針）、9/22（対応方針）、10/5（構造設計等と解析・評価等で示す事項の整理等）、10/25、11/8（DBの設計項目の整理）

**共通 1 2 の説明（設計説明分類：内的事象 溢水対策設備、防護対象設備等）**

（資料 3 での構造設計等に個別補足説明資料を含む）

- ・重大事故等に係る健全性説明書、個別施設説明書での記載事項の整理
- ・設計基準と併せて評価等を行う項目に係る健全性説明書、子添付で重大事故として示す設計方針の整理

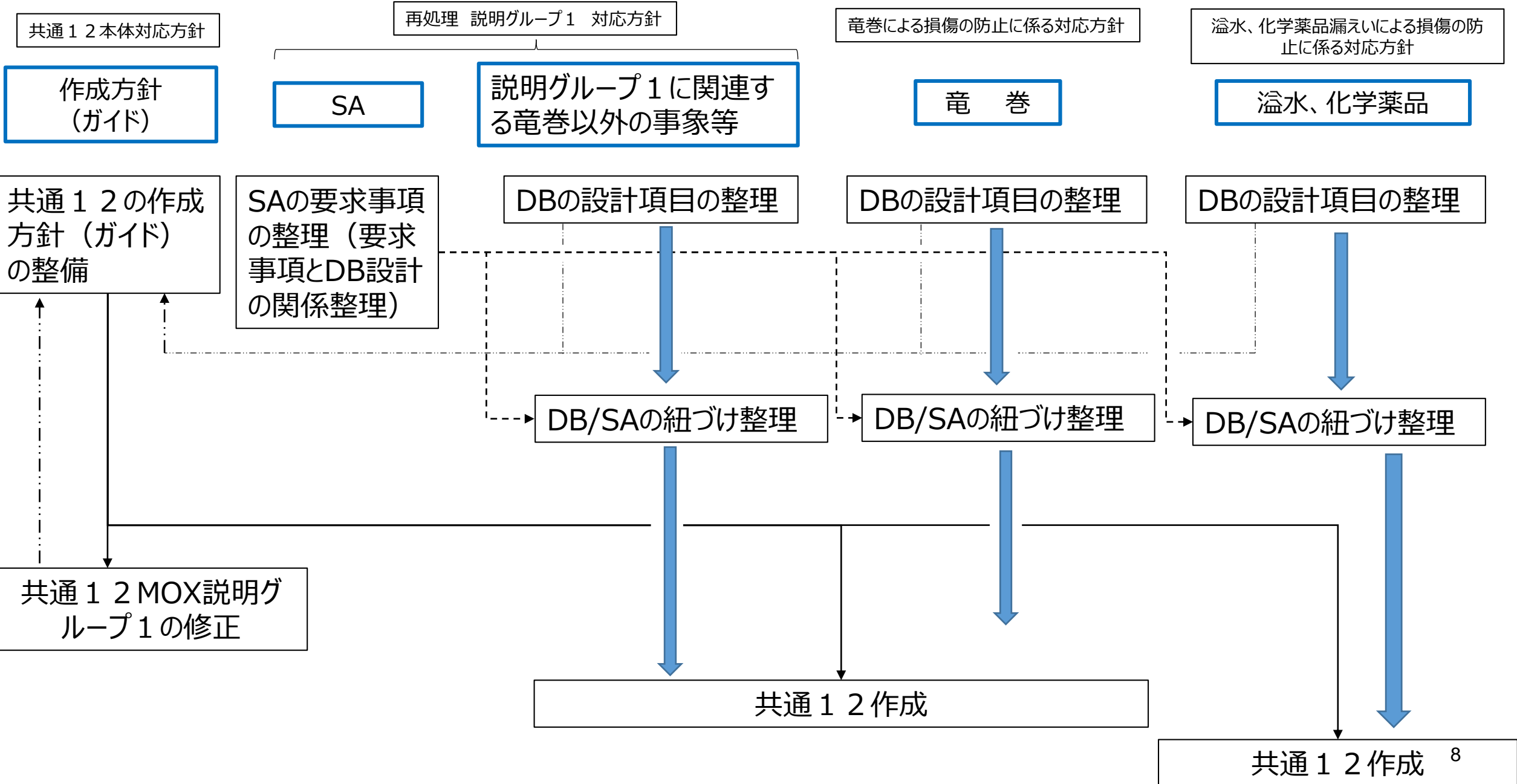
**竜巻防護対策設備等に係る設計方針の整理**

- ・基本設計方針を踏まえた評価要求と構造設計等の設計項目の整理（資料 2、3、4 関連）
- ・合わせて設計、評価等を示す項目に係る設計基準と重大事故で共通する構造設計等の整理（資料 2 関連）
- ・開口等の竜巻防護に関連する設備の構造概要等

ヒアリング予定等：9/11（対応方針）、9/22、10/5（基本設計方針を踏まえた評価要求と構造設計等の設計項目の整理等）、10/25、11/8（DBの設計項目の整理）

**共通 1 2 の説明（設計説明分類：外的事象 対策設備、防護対象設備等）**

（竜巻、火山、その他等の外部衝撃等に係る資料 3 での構造設計等に個別補足説明資料を含む）





10/17提出、10/24ヒア、11/2提出、11/8ヒア

共通1 2の作成方針（ガイド）の整備

10/23提出、10/26,27ヒア、11/7提出、11/9,10ヒア

共通1 2 MOX説明グループ1（修正）

審査会合

10/17提出、10/24ヒア、10/26提出、10/27ヒア、11/2提出、11/8ヒア

SAの要求事項の整理  
（要求事項とDB設計の  
関係整理）

自然現象、人為事象に対する重大事故対処設備への影響度、事象進展に対する時間余裕等を考慮した設計方針の整理及び要求事項の具体的な設計（SA特有の考慮事項）の整理も併せて実施（常設SA設備のうちアンテナ（受信部）の外部ハザードにより損傷した場合の予備品への交換による機能維持等）

10/17提出、10/25ヒア、11/2提出、11/8ヒア

DBの設計項目の整理

11/2提出（整理イメージ）、11/2ヒア（今後の進め方ヒア）、11/13提出、11/16ヒア

DB/SAの紐づけ整理

• DBの設計項目の整理において構造設計、配置設計等として挙げた項目の具体的な設計情報の示し方の整理  
• 複数の設計説明分類間、設計説明分類内での代表選定の整理も併せて実施

11/7提出、11/9ヒア（共通1 2本文、別添へ反映）

設計説明分類、説明グループの設定

11月下旬提出目標

共通1 2作成

## DB/SA の紐付整理について

## 1. 概要

「DB の設計項目の整理」及び「SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）」の結果を踏まえた DB と SA の設計項目の紐づけ整理の方法を示す。

なお、本整理の方法に基づき整理した結果については別途示す。（11 月 13 日資料提出予定）

## 2. DB/SA の紐付整理の整理方法

「DB の設計項目の整理」の結果をベースとして、「SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）」の結果で抽出した各事象に関連する 36 条の基本設計方針の紐付を行った上で、DB の設計項目（設計内容）を踏まえた SA の設計項目（設計内容）を整理する。

## (1) 整理手順

「DB の設計項目の整理」のアウトプットの資料をベースに以下の通り整理する。

なお、竜巻の例に整理した資料イメージを添付 1 及び参考を示す。

- 設計項目（設計内容）の事前整理として、DB の基本設計方針と 36 条の基本設計方針の紐付を行う。（参考）
  - ✓ 「SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）」の結果に基づき、当該事象に関連する 36 条の基本設計方針（星取表で「○」が付されているもの）を DB の各基本設計方針の横に記載する。記載する際は基本設計方針の番号（【36 条-○】）も合わせて記載する。（なお、星取表の「○」が付されもので DB の基本設計方針との紐付ができない箇所は、「冒頭宣言」などの基本設計方針を横に記載する。）
  - ✓ 36 条の基本設計方針の記載にあたっては、基本設計方針の構成を踏まえて、「多様性、位置的分散」、「悪影響防止」、「環境条件」などの分類ごとに記載する。
  - ✓ また、設計項目（設計内容）を設計説明分類ごとに整理すること及び各基本設計方針の適用を受ける対象を明確にするために、「屋外」／「屋内」、「常設 SA 設備」／「可搬型 SA 設備」の分類ごとに記載する。
- 上記の基本設計方針の整理及び DB の設計項目（設計内容）を踏まえて SA の設計項目（設計内容）の紐付を行う。（添付 1）
  - ✓ 設計説明分類ごとに DB と SA の主な対象設備を記載する。なお、SA 専用設備は赤字で記載する。

- ✓ 「DB の設計項目の整理」で整理された設計説明分類ごとに DB の設計項目（設計内容）及び「SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）」の整理結果（「○※1」：DB の設計に基本的に準ずるものの、SA 固有の設計上の配慮を含む、「○※3」：DB の設計と変わらないもの）を踏まえて、SA の設計項目（設計内容）を記載する。なお、SA 固有の設計項目（設計内容）は赤字で記載する。また、SA 固有の設計項目（設計内容）に係る主な設備も合わせて記載する。
- ✓ 「SA の要求事項の整理（要求事項と DB 設計の関係整理）」の整理結果、設計条件に差があるもの（「○※2」）は、設計条件の差を明確にするため、DB の設計条件を記載した上で、差分の条件を赤字で記載する。
- ✓ 設計項目（設計内容）及び設計条件を記載するセルについては、添付書類の構成を考慮し、DB と SA で添付書類を分ける場合はセルを分けて記載、DB と SA で添付書類を纏める場合はセルを結合して記載する。
- ✓ また、SA 固有の設計項目（設計内容）があるセルはオレンジ色、DB と同じ内容は水色、DB 固有の内容はグレー色にハッチングする。

以上

添付 1 : DB/SA の紐付整理表（設計項目（設計内容）【竜巻】

参 考 : DB/SA の紐付整理表（基本設計方針）【竜巻】

設計種別	No.	8条電巻 基本設計方針	建物・構築物		屋外・機器・配管		屋内・機器・配管		電巻防護対策設備		溢水対策設備	
			DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA
			<b>【建物】</b> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 チャンネルボックス・バーナールボイズン処理建屋 ハル・エンドピース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 など 【構築物】 主排気筒 など	<b>【建物】</b> 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 第1軽油貯蔵所（第1軽油貯槽） 第2軽油貯蔵所（第2軽油貯槽） 緊急時対策建屋 など 【構築物】 主排気筒 など	安全冷却水系冷却塔A, B 安全冷却水A, B冷却塔 冷却塔A, B 安全冷却水系配管 安全冷却水系（安全冷却水系冷却塔A, B, 安全冷却水A, B冷却塔, 冷却塔A, B, 安全冷却水系配管機周りの配管） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備 前処理建屋換気設備 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 情報把握計装設備(建屋用伝送用無線装置) 緊急時対策建屋情報把握設備(緊急時データ収集装置(SA)前) 所外通信連絡設備(統合原子力防災ネットワークI P - F A X, 統合原子力防災ネットワークI P 電話, 統合原子力防災ネットワークV会議システム) 所外データ伝送設備(データ伝送設備) 緊急時対策建屋 可搬型SA設備	安全上重要な施設 【外気と繋がっている施設】 せん断処理・溶解廃ガス処理設備（配管及び排風機） 前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（配管及び排風機） 分離建屋塔槽類廃ガス処理設備（配管及び排風機） 精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（配管及び排風機） ガラス固化体貯蔵設備の取納管 制御室換気設備（角ダクト, 送風機, 排風機, フィルタユニット及び真空ユニット） 第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機間の排気筒 など	飛来物防護ネット 飛来物防護板	止水版及び蓋				
1	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 電巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業指定(変更許可)を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	○安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器 (直接的影響) ・建屋内の電巻防護対象施設 ・建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設 ・建屋内に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設 ・屋外の電巻防護対象施設 (間接的影響) ・電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設	○外的SA時にその機能を期待する構築物、系統及び機器 (直接的影響) ・建屋内のSA設備 ・建屋内の施設で外気と繋がっているSA設備 ・建屋内に収納されるが防護が期待できないSA設備 ・屋外のSA設備 (間接的影響) ・SA設備及びそれらを設置又は保管する建屋に波及的影響を及ぼし得る施設	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ				
2	設計電巻から防護する施設(以下「電巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらを収納する建屋(以下「電巻防護対象施設等」という。))は、電巻に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	(代替設備により必要な機能を確保する設計) ○システム設計 ・電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、設備の損傷を考慮した場合の代替措置の設定に関し、代替する機能がある場合は、その機能を代替設備により確保する設計 (安全上支障のない期間での修理を行う設計) ○構造設計等 ・電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、第16条(安有)の保守・修理に対する構造設計等と同じ設計内容であるため、第16条(安有)で示す。	(代替設備により必要な機能を確保する設計) ○システム設計 ・ <b>内</b> 的SA設備のうち <b>安重</b> 以外の安全機能を有する <b>設備と兼用するSA設備</b> は、設備の損傷を考慮した場合の代替措置の設定に関し、代替する機能がある場合は、その機能を代替設備により確保する設計 (安全上支障のない期間での修理を行う設計) ○構造設計等 ・ <b>内</b> 的SA設備のうち <b>安重</b> 以外の安全機能を有する <b>設備と兼用するSA設備</b> は、第36条(保守・修理)の保守・修理に対する構造設計等と同じ設計内容であるため、第16条(安有)で示す。	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ					
3	また、その施設の倒壊等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「電巻防護対象施設等」に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び電巻の隣接事象による影響を考慮した設計とする。			建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ					
4	電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、電巻及びその隣接事象に対して機能を維持すること若しくは電巻及びその隣接事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。			建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ					
5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。			建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ	建物・構築物の記載と同じ					
6	なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、電巻により使用済燃料収納キャスクを収納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破壊を与えない設計とする。	(冒頭宣言であり、具体の設計は基本設計方針No.22で展開する。)										
7	(2)防護設計に係る荷重の設定 電巻に対する防護設計を行うための設計電巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計電巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他電巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計電巻(電巻)」という。)を設定する。	※風(台風)の風速41.7m/sに対し建築基準法に基づき算出する風荷重は、事業指定(変更許可)を受けた設計電巻の最大風速100m/sによる風荷重を大きく下回るため、8条(その他)No.17における風(台風)の設計は電巻の設計に包絡される。設計電巻に対する設計は下記基本設計方針No.にて展開する。 ・No.15,16,19,21,22の設計条件(設計荷重(電巻)の設定) ODB/SA共通 【設計電巻】 設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定 【荷重の種類】 風圧力、気圧差、衝撃荷重、常時作用する荷重、運転荷重、積雪荷重 【荷重の組合せ】 風圧力、気圧差、衝撃荷重を組み合わせた荷重 常時作用する荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に組み合わせ	(定義(設計条件)) ・No.19,21の設計条件(設計荷重(電巻)の設定) ODB/SA共通 【設計電巻】 設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定 【荷重の種類】 風圧力、気圧差、衝撃荷重、常時作用する荷重、運転荷重、積雪荷重 【荷重の組合せ】 風圧力、気圧差、衝撃荷重を組み合わせた荷重 常時作用する荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に組み合わせ	・No.17,21の設計条件(設計荷重(電巻)の設定) ODB/SA共通 【設計電巻】 設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定 【荷重の種類】 風圧力、気圧差、衝撃荷重、常時作用する荷重、運転荷重、積雪荷重 【荷重の組合せ】 風圧力、気圧差、衝撃荷重を組み合わせた荷重 常時作用する荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に組み合わせ	・No.34,35の設計条件(設計荷重(電巻)の設定) ODB/SA共通 【設計電巻】 設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定 【荷重の種類】 風圧力、気圧差、衝撃荷重、常時作用する荷重、運転荷重、積雪荷重 【荷重の組合せ】 風圧力、気圧差、衝撃荷重を組み合わせた荷重 常時作用する荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に組み合わせ	・No.17,21の設計条件(設計荷重(電巻)の設定) ODB/SA共通 【設計電巻】 設計電巻(最大風速100m/s)の特性値に基づいて設定 【荷重の種類】 風圧力、気圧差、衝撃荷重、常時作用する荷重、運転荷重、積雪荷重 【荷重の組合せ】 風圧力、気圧差、衝撃荷重を組み合わせた荷重 常時作用する荷重、運転時荷重及び積雪荷重を適切に組み合わせ						
8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計電巻の特性値に基づいて設定する。	(定義(設計条件)) ・No.15,19,21,22の設計条件(風圧力による荷重,気圧差による荷重の設定) ODB/SA共通	・No.19,21の設計条件(風圧力による荷重,気圧差による荷重の設定) ODB/SA共通	・No.17,21の設計条件(風圧力による荷重,気圧差による荷重の設定) ODB/SA共通	・No.34,35の設計条件(風圧力による荷重,気圧差による荷重の設定) ODB/SA共通	・No.17,21の設計条件(風圧力による荷重,気圧差による荷重の設定) ODB/SA共通						
9	飛来物による衝撃荷重としては、事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m,質量135kg,最大水平速度51m/s,最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。	(定義) □ ・No.15,16,19,21,22の設計条件(設計飛来物の諸元,飛来物による衝撃荷重の設定) ODB/SA共通 【設計飛来物】 鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m,質量135kg等) 鋼製パイプ(長さ2.0m×直径0.05m,質量8.4kg等)	・No.19,21の設計条件(設計飛来物の諸元,飛来物による衝撃荷重の設定) ODB/SA共通 【設計飛来物】 鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m,質量135kg等) 鋼製パイプ(長さ2.0m×直径0.05m,質量8.4kg等)	・No.21の設計条件(設計飛来物の諸元,飛来物による衝撃荷重の設定) ODB/SA共通 【設計飛来物】 鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m,質量135kg等) 鋼製パイプ(長さ2.0m×直径0.05m,質量8.4kg等)	・No.34,35の設計条件(設計飛来物の諸元,飛来物による衝撃荷重の設定) ODB/SA共通 【設計飛来物】 鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m,質量135kg等) 鋼製パイプ(長さ2.0m×直径0.05m,質量8.4kg等)	・No.21の設計条件(設計飛来物の諸元,飛来物による衝撃荷重の設定) ODB/SA共通 【設計飛来物】 鋼製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m,質量135kg等) 鋼製パイプ(長さ2.0m×直径0.05m,質量8.4kg等)						
10	さらに、設計飛来物に加えて、電巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他環境状況を感じ、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。	【設計飛来物】 防護ネットを通過する砂利	※飛来物による衝撃荷重は、基本設計方針8条(火山)No.17~21における降下火砕物の粒子の衝撃荷重を包含している。飛来物による衝撃荷重に対する設計は下記基本設計方針No.にて展開する。 ・No.19の設計条件(飛来物防護ネットの網目を通過する極小飛来物(砂利)の設定)									

設計種別	No.	建物・構築物		屋外・機器・配管		屋内・機器・配管		電巻防護対策設備		溢水対策設備		
		DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	
設計種別	No.	8条電巻 基本設計方針										
		<p>【建屋】</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</p> <p>前処理建屋</p> <p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p> <p>ウラン脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>第1ガラス固化体貯蔵建屋</p> <p>チャンネルボックス・バーナールポイズン処理建屋</p> <p>ハル・エンドピース貯蔵建屋</p> <p>主排気筒管理建屋 など</p> <p>【構築物】</p> <p>主排気筒 など</p>	<p>【建屋】</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</p> <p>前処理建屋</p> <p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>制御建屋</p> <p>主排気筒管理建屋</p> <p>第1保管庫・貯水所</p> <p>第2保管庫・貯水所</p> <p>第1軽油貯蔵所（第1軽油貯槽）</p> <p>第2軽油貯蔵所（第2軽油貯槽）</p> <p>緊急時対策建屋 など</p> <p>【構築物】</p> <p>主排気筒 など</p>	<p>安全冷却水系冷却塔A, B</p> <p>安全冷却水A, B冷却塔</p> <p>冷却塔A, B</p> <p>分製建屋</p> <p>安全冷却水系（安全冷却水系冷却塔A, B, 安全冷却水A, B冷却塔, 冷却塔A, B, 安全冷却水系配管・配管の配管）</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>前処理建屋換気設備</p> <p>分離建屋換気設備</p> <p>精製建屋換気設備</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備</p> <p>情報把握計装設備(建屋用伝送用無線装置)</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備(緊急時データ収集装置 (SA) 版)</p> <p>所外通信連絡設備(統合原子力防災ネットワークI P-F A X, 統合原子力防災ネットワークI P電話, 統合原子力防災ネットワークV会議システム)</p> <p>所外データ伝送設備(データ伝送設備)</p> <p>緊急時対策建屋</p> <p>可搬型SA設備</p>	<p>安全上重要な施設</p> <p>【外気と繋がっている施設】</p> <p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備(配管及び排風機)</p> <p>前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</p> <p>分離建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</p> <p>精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)</p> <p>ガラス固化体貯蔵設備の取納管</p> <p>制御室換気設備(角ダクト, 送風機, 排風機, フィルタユニット及び空気ユニット)</p> <p>第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機間の排気管 など</p>	<p>外的SA時に使用する常設SA設備</p> <p>外的SA時に使用する可搬型SA設備</p> <p>【外気と繋がっている施設】</p> <p>前処理建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)</p> <p>分離建屋換気設備の排気系(角ダクト, 丸ダクト及び排風機)</p> <p>精製建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)</p> <p>緊急時対策建屋換気設備(角ダクト及びタンパ)</p> <p>緊急時対策建屋電源設備(送風機及び角ダクト) など</p>	<p>飛来物防護ネット</p> <p>飛来物防護板</p>	<p>止水板及び蓋</p>				
設計条件	11	(冒頭宣言及び定義あり、具体的設計は基本設計方針No.29で展開する。)		建物・構築物の記載と同じ		建物・構築物の記載と同じ		建物・構築物の記載と同じ		建物・構築物の記載と同じ		
	12	<p>また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると電巻防護対策設備等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。</p> <p>(定義(設計条件))</p> <p>・No.9の設計条件(設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない)</p>										
防護対象施設の防護設計	13	(3)電巻に対する影響評価及び電巻防護対策 a. 電巻に対する影響評価及び電巻防護対策 電巻に対する防護設計において、電巻防護対策設備は、設計荷重(電巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること、電巻防護対策設備を設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。	(冒頭宣言あり、具体的設計は基本設計方針No.14～19で展開する。)	(DB基本設計方針No.14～19の列に展開)	建物・構築物の記載と同じ		建物・構築物の記載と同じ		建物・構築物の記載と同じ		建物・構築物の記載と同じ	
	14	建屋内の電巻防護対策設備は、設計荷重(電巻)に対して電巻防護対策設備を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○配置設計 ・常設SA設備は、設計荷重(電巻)に対して機械的強度を有する建屋内の設計飛来物の衝突及び風圧力による荷重が作用しない位置に設置する設計。 (収納する建屋の設計については、基本設計方針No.15,16で展開する。)
	15	電巻防護対策設備を収納する建屋は、設計荷重(電巻)に対して構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の電巻防護対策設備が安全機能を損なわない設計とする。	・建屋内の電巻防護対策設備を防護する要求は、No.14より展開 ○構造設計 ・電巻防護対策設備、常設SA設備及び可搬型SA設備を収納する建屋は設計荷重(電巻)に対して、建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保する設計(なお、主排気筒管理建屋は電巻防護対策設備に覆われており、設計電巻荷重が直接建屋に作用せず)、電巻防護対策設備に作用する構造となっていることから、基本設計方針No.34の構造設計に示す。) ➡基本設計方針No.7～9より展開 設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等を考慮 ○評価 ・設計荷重(電巻)に対して建屋の構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていることを評価する。		-	-	-	-	-	-	-	-
	16	また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により電巻防護対策設備の安全機能を損なわない設計とする。	・建屋内の電巻防護対策設備を防護する要求は、No.14より展開 ○構造設計 ・設計飛来物の衝突に対して、建屋の構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計 ➡基本設計方針No.7,9より展開 設計荷重(電巻)：飛来物による衝撃荷重を考慮 ○評価 ・建屋の構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保できていることを評価する。		-	-	-	-	-	-	-	-
	17	塔槽類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対策設備は、気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	18	開口部等からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納される防護が期待できない電巻防護対策設備は、電巻防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の衝突による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○配置設計 ・建屋内の電巻防護対策設備、常設SA設備であって、開口部等からの設計飛来物の侵入により防護が期待できない電巻防護対策設備は、「建物・構築物」の配置により設計飛来物の衝突を防護する設計(配置上の考慮) ➡「建物・構築物」の設計条件となる「屋内・機器・配管」の配置情報を示す。 ・建屋内の電巻防護対策設備、常設SA設備であって、開口部等からの設計飛来物の侵入により防護が期待できない電巻防護対策設備は、電巻防護対策設備により防護する設計 ➡「電巻防護対策設備」の設計条件となる「屋内・機器・配管」の配置情報を示す。 (基本設計方針No.31の「電巻防護対策設備」に展開) ・屋内の常設SA設備であって、開口部等により防護が期待できない内的SAに対処する常設SA設備(新設)は、外部衝撃等により機能が損なわれた場合には、重大事故等の発生の可能性を排除するため工程を停止し、必要な機能の回復が図られるまでの間、再処理運転を停止する。 →対象は、境界事故時水素採気系など ・建屋開口等により防護を期待できない可搬型SA設備は、100m離れた外部保管エリアに予備を保管する。 →対象は、可搬型酸素濃度計、可搬型電源ケーブルなど

設計種別	No.	建物・構築物	屋外・機器・配管		屋内・機器・配管		電巻防護対策設備		漏水対策設備		
			DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	
設計種別	No.	8条電巻 基本設計方針	<p>【建屋】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 第1ガラス固化体貯蔵建屋 チンネルボックス・バーナブルボイラー処理建屋 ハル・エンドース貯蔵建屋 主排気筒管理建屋 など 【構築物】 主排気筒 など</p>	<p>【建屋】 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋 前処理建屋 分離建屋 精製建屋 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋 制御建屋 主排気筒管理建屋 第1保管庫・貯水所 第2保管庫・貯水所 第1軽油貯蔵所（第1軽油貯槽） 第2軽油貯蔵所（第2軽油貯槽） 緊急時対策建屋 など 【構築物】 主排気筒 など</p>	<p>安全冷却水系冷却塔A、B 安全冷却水A、B冷却塔 冷却塔A、B 安全冷却水系膨張槽 安全冷却水系（安全冷却水系冷却塔A、B、安全冷却水A、B冷却塔、冷却塔A、B、安全冷却水系膨張槽周りの配管） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類ガス処理設備 前処理建屋換気設備 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類ガス処理設備 高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類ガス処理設備 前処理建屋換気設備 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備</p>	<p>前処理建屋換気設備 分離建屋換気設備 精製建屋換気設備 ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備 高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備 情報把握計装設備(建屋用伝送用無線装置) 緊急時対策建屋情報把握設備（緊急時データ収集装置（SA）） 所外通信連絡設備(統合原子力防災ネットワークI P-FAX、統合原子力防災ネットワークI P電話、統合原子力防災ネットワークV会議システム) 所外データ伝送設備(データ伝送設備) 可搬型SA設備</p>	<p>安全上重要な施設 【外気と繋がっている施設】 せん断処理・溶解ガス処理設備（配管及び排風機） 前処理建屋塔槽類ガス処理設備（配管及び排風機） 分離建屋塔槽類ガス処理設備（配管及び排風機） 精製建屋塔槽類ガス処理設備（配管及び排風機） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系（角ダクト及び排風機） 【外気と繋がっている施設】 前処理建屋換気設備の排気系（角ダクト及び排風機） 分離建屋換気設備の排気系（角ダクト、丸ダクト及び排風機） 精製建屋換気設備の排気系（角ダクト及び排風機） ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系（角ダクト及び排風機） 緊急時対策建屋換気設備（角ダクト及びタンパ） 緊急時対策建屋電源設備（送風機及び角ダクト）など</p>	<p>飛来物防護ネット 飛来物防護板</p>	<p>飛来物防護ネット 飛来物防護板</p>	<p>止水板及び蓋</p>	
19		安全冷却水系の冷却塔等の屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、電巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	<p>○配置設計 ・設計荷重(電巻)に対して、構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保する設計 ➡基本設計方針No.7~9より展開 設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等を考慮 ・設計飛来物の衝突に対して、構造部材が貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計 ➡基本設計方針No.7、9より展開 設計荷重(電巻)：飛来物による衝撃荷重を考慮 ○評価 ・設計荷重(電巻)に対して構造部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていることを評価する。 ・貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有していることを評価する。</p>	<p>○配置設計 ・屋外へのみ保管する可搬型SA設備は、100m以上の離隔を確保して保管する。 →対象は、可搬型中型移送ポンプ、車両関係など ・「電巻防護対策設備」の設計条件となる「屋外・機器・配管」の配置情報を示す。 (基本設計方針No.31の「電巻防護対策設備」に展開) ○構造設計 設計荷重(電巻)に対して、構成する主要部材が安全機能（冷却機能等）に影響を及ぼすような変形が生じない設計 ➡基本設計方針No.7~9より展開 設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等を考慮 ・設計飛来物の衝突に対して、貫通が生じない厚さを確保する設計 ➡基本設計方針No.7、9より展開 設計荷重(電巻)：飛来物による衝撃荷重を考慮 ・設計飛来物の衝突に対して安全機能を損なうおそれのある場合には、電巻防護対策設備を設置する設計 ・電巻防護対策設備により防護される電巻防護対象施設は、防護ネットを通過する極小飛来物に対して、安全機能に影響を及ぼすような貫入が生じない厚さを確保する設計 ➡基本設計方針No.10より展開 ○評価 ・設計荷重(電巻)に対して構成する主要部材が安全機能（冷却機能等）に影響を及ぼすような変形が生じないことを評価する。 ・貫通が生じない厚さを有していることを評価する。 ・電巻防護対策設備により防護される電巻防護対象施設は、電巻防護対策設備内に侵入し得る極小飛来物に対して、安全機能に影響を及ぼすような貫入が生じない厚さを有していることを評価する。</p>	-	-	-	-	-	-	
20		電巻防護対策設備の基本設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.4 電巻防護対策設備」に示す。	(電巻防護対策設備の設計については、基本設計方針No.30~35で展開する。)								
防護対象施設の防護設計	21	電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、当該施設が機能喪失に陥った場合に電巻防護対象施設も機能喪失させる機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。	<p>○配置設計 ・「波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）」を与えるおそれがある設計条件として、波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）と電巻防護対象施設との位置情報を示す。 ○構造設計 ・波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、倒壊又は転倒による波及的影響を与えないよう、構造部材が転倒、過大な変形が生じない構造を確保する設計 ➡基本設計方針No.7~9より展開 設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等を考慮 ○評価 ・設計荷重(電巻)に対して、構造部材が転倒、過大な変形が生じない構造を確保できていることを評価する。</p>	-	<p>○配置設計 ・「波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）」を与えるおそれがある設計条件として、波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）と電巻防護対象施設との位置情報を示す。 ○構造設計 ・波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して構成する主要部材が倒壊又は転倒による波及的影響を及ぼすような変形が生じない設計 ➡基本設計方針No.7~9より展開 設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等を考慮 ○評価 ・設計荷重(電巻)に対して、構成する主要部材が倒壊又は転倒による波及的影響を及ぼすような変形が生じないことを評価する。</p>	-	<p>○システム設計 ・「波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）」を与えるおそれがある設計条件として波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）と電巻防護対象施設、常設SA設備との繋がっている系統の設計情報を示す。 ○構造設計 ・波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して屋外の付属施設の破損による波及的影響を及ぼすような変形が生じない設計 ➡基本設計方針No.7~9より展開 設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等を考慮 ○評価 ・設計荷重(電巻)に対して屋外の付属施設の破損により電巻防護対象施設の安全機能に波及的影響を及ぼすような変形が生じないことを評価する。</p>	-	-	-	-
	22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	<p>○配置設計 ・「波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）」を与えるおそれがある設計条件として、波及的影響を及ぼし得る施設（機械的影響）と電巻防護対象施設との位置情報を示す。 ○構造設計 ・波及的影響(機械的影響)を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、倒壊又は転倒による波及的影響を与えないよう、構造部材が転倒、過大な変形が生じない構造を確保する設計 ➡基本設計方針No.7~9より展開 設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、気圧差による荷重、飛来物による衝撃荷重等を考慮 ○評価 ・設計荷重(電巻)に対して、構造部材が転倒、過大な変形が生じない構造を確保できていることを評価する。</p>	-	-	-	-	-	-	-	

設計種別	No.	建物・構築物		屋外・機器・配管		屋内・機器・配管		電巻防護対策設備		溢水対策設備		
		DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	
設計種別	No.	8条電巻 基本設計方針	<p>【建屋】</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</p> <p>前処理建屋</p> <p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p> <p>ウラン・脱硝建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>ウラン・核燃料貯蔵建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>第1 ガラス固化体貯蔵建屋</p> <p>チャンネルボックス・バーナールボイズン処理建屋</p> <p>ハル・エンドピース貯蔵建屋</p> <p>主排気筒管理建屋 など</p> <p>【構築物】</p> <p>主排気筒 など</p>	<p>【建屋】</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋</p> <p>前処理建屋</p> <p>分離建屋</p> <p>精製建屋</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋</p> <p>制御建屋</p> <p>主排気筒管理建屋</p> <p>第1 保管庫・貯水所</p> <p>第2 保管庫・貯水所</p> <p>第1 軽油貯蔵所（第1 軽油貯槽）</p> <p>第2 軽油貯蔵所（第2 軽油貯槽）</p> <p>【構築物】</p> <p>主排気筒 など</p>	<p>安全冷却水系冷却塔A, B</p> <p>安全冷却水A, B冷却塔</p> <p>冷却塔A, B</p> <p>安全冷却水系膨張槽</p> <p>安全冷却水系（安全冷却水系冷却塔A, B, 安全冷却水A, B冷却塔, 冷却塔A, B, 安全冷却水系膨張槽周りの配管）</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>前処理建屋換気設備</p> <p>分離建屋換気設備</p> <p>精製建屋換気設備</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>前処理建屋換気設備</p> <p>分離建屋換気設備</p> <p>精製建屋換気設備</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備</p>	<p>前処理建屋換気設備</p> <p>分離建屋換気設備</p> <p>精製建屋換気設備</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備</p> <p>高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備</p> <p>情報把握計装設備(建屋用伝送用無線装置)</p> <p>緊急時対策建屋情報把握設備（緊急時データ収集装置 (SA) 版)</p> <p>所外通信連絡設備(統合原子力防災ネットワークI P - F A X, 統合原子力防災ネットワークI P 電話, 統合原子力防災ネットワークV会議システム)</p> <p>所外データ伝送設備(データ伝送設備)</p> <p>緊急時対策建屋</p> <p>可搬型SA設備</p>	<p>安全上重要な施設</p> <p>【外気と繋がっている施設】</p> <p>せん断処理・溶解廃ガス処理設備（配管及び排風機）</p> <p>前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備（配管及び排風機）</p> <p>分離建屋塔槽類廃ガス処理設備（配管及び排風機）</p> <p>精製建屋塔槽類廃ガス処理設備（配管及び排風機）</p> <p>ガラス固化体貯蔵設備の収納管</p> <p>制御室換気設備（角ダクト, 送風機, 排風機, フィルタユニット及び室空調ユニット）</p> <p>第2 非常用ディーゼル発電機のディーゼル機間の排気管 など</p>	<p>【外気と繋がっている施設】</p> <p>前処理建屋換気設備の排気系（角ダクト及び排風機）</p> <p>分離建屋換気設備の排気系（角ダクト, 丸ダクト及び排風機）</p> <p>精製建屋換気設備の排気系（角ダクト及び排風機）</p> <p>ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系（角ダクト及び排風機）</p> <p>緊急時対策建屋換気設備（角ダクト及びファン）</p> <p>緊急時対策建屋電源設備（送風機及び角ダクト）</p> <p>など</p>	<p>飛来物防護ネット</p> <p>飛来物防護板</p>	-	-	止水板及び蓋
23	b. 電巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における電巻被害状況及び再処理施設の配置から、電巻随伴事象として火災、溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、電巻防護対策設備が安全機能を損なわない設計とする。	（冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.24～26で展開する。）										
24	電巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と電巻防護対策設備の位置関係を踏まえて熱影響を評価した上で、電巻防護対策設備の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知・消火等の対策により電巻防護対策設備の安全機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	（外部火災及び内部火災に係る設計については、当該条文側にて展開する。）										
25	電巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と電巻防護対策設備の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、電巻防護対策設備の安全機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設計とする。	（溢水に係る設計については、当該条文側にて展開する。）										
26	電巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用所内電源系統等の安全機能を確認する設計とし、非常用所内電源系統による電源供給を可能とすることで電巻防護対策設備の安全機能を維持する設計とする。	（非常用所内電源系統に係る設計については、保安電源設備の条文側にて展開する。）										
27	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 電巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び電巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	（冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.28,29で展開する。）										
28	-設計電巻の特性値、電巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと	（運用要求）										
運用	・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと	【共通】 資機材等の固定、固縛の要求は、No.11より展開 ○構造設計(運用) ・電巻に対して、鋼製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる資機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、資機材等が飛来物とならないように固縛又は固定する設計	-	-	-	○構造設計 ・風圧力による荷重に対して、固縛又は固定の措置を講じて保管する設計 ・地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束する設計 ○評価 ・風圧力による荷重に対して固縛に必要な部材（ロープ、固定装置等）の強度が確保されていることを評価する。	-	-	-	-	-	
30	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.9 電巻防護対策設備 電巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地盤」、「3. 自然現象等」、「5. 火災等による損傷の防止」、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び「9. 設備に対する要求」に基づくものとする。	（冒頭宣言であり、具体的設計は各条の基本設計方針で展開する。）										
31	電巻に対する防護設計においては、建屋による防護が期待できない電巻防護対策設備及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される電巻防護対策設備が設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため、電巻防護対策設備を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
32	電巻防護対策設備は、設計電巻によって発生する設計飛来物による電巻防護対策設備への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネットで構成する。	（冒頭宣言であり、具体的設計は基本設計方針No.34,35で展開する。）										

設計種別	No.	建物・構築物		屋外・機器・配管		屋内・機器・配管		電巻防護対策設備		溢水対策設備		
		DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	DB	SA	
				<p>【建物】            使用済燃料受入れ・貯蔵建屋            前処理建屋            分離建屋            精製建屋            ウラン・脱硝建屋            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋            ウラン・脱硝建屋            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋            チャンセルボックス・バーナールボイロン処理建屋            ハル・エンドピース貯蔵建屋            主排気筒管理建屋 など            【構築物】            主排気筒 など</p>	<p>【建物】            使用済燃料受入れ・貯蔵建屋            前処理建屋            分離建屋            精製建屋            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋            制御建屋            主排気筒管理建屋            第1保安庫・貯水所            第2保安庫・貯水所            第1軽油貯蔵所（第1軽油貯槽）            第2軽油貯蔵所（第2軽油貯槽）            緊急時対策建屋 など            【構築物】            主排気筒 など</p>	<p>安全冷却水系冷却塔A、B            安全冷却水A、B冷却塔            冷却塔A、B            安全冷却水系膨脹槽            安全冷却水系（安全冷却水系冷却塔A、B、安全冷却水A、B冷却塔、冷却塔A、B、安全冷却水系膨脹槽回りの配管）            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋塔槽類廃ガス処理設備            高レベル廃液ガラス固化建屋塔槽類廃ガス処理設備            前処理建屋換気設備            分離建屋換気設備            精製建屋換気設備            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備            高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備</p>	<p>前処理建屋換気設備            分離建屋換気設備            精製建屋換気設備            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備            高レベル廃液ガラス固化建屋換気設備  <b>情報把握計装設備(建屋即伝送用無線装置)</b>  <b>緊急時対策建屋情報把握設備(緊急時データ収集装置(SA)版)</b>  <b>所外通信連絡設備(統合原子力防災ネットワークI P-FAX、統合原子力防災ネットワークI P電話、統合原子力防災ネットワークV会議システム)</b>  <b>所外データ伝送設備(データ伝送設備)</b>  <b>緊急時対策建屋</b>  <b>可搬型SA設備</b></p>	<p>安全上重要な施設            【外気と繋がっている施設】            せん断処理・溶解廃ガス処理設備(配管及び排風機)            前処理建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)            分離建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)            精製建屋塔槽類廃ガス処理設備(配管及び排風機)            ガラス固化体貯蔵設備の収納管            制御室換気設備(角ダクト、送風機、排風機、フィルタユニット及び差空調ユニット)            第2非常用ディーゼル発電機のディーゼル機間の排気筒 など</p>	<p>【外気と繋がっている施設】            前処理建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)            分離建屋換気設備の排気系(角ダクト、丸ダクト及び排風機)            精製建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)            ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋換気設備の排気系(角ダクト及び排風機)  <b>緊急時対策建屋換気設備(角ダクト及びタンパ)</b>  <b>緊急時対策建屋電源設備(送風機及び角ダクト)</b>            など</p>	<p>飛來物防護ネット            飛來物防護板</p>	<p>飛來物防護ネット            飛來物防護板            止水板及び蓋</p>	
33		電巻防護対策設備の設計に際しては、電巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう、次のような方針で設計する。										
34		(1) 飛來物防護板 飛來物防護板は、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計とする。 a. 防護板は、設計飛來物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b. 支持架構は、設計荷重(電巻)に対し、防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛來物防護板は、排気機能に影響を与えない設計とする。 d. 飛來物防護板は、設計荷重(電巻)により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	-	-	<p>・電巻防護対策設備の設置要求については、No.15,31の項目より展開            ○構造設計            &lt;電巻防護対策設備の共通設計&gt;            ・電巻防護対象施設の安全機能(冷却機能及び換気機能含む)に影響を与えない設計            ・防護板は、設計飛來物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを確保する設計            →基本設計方針No.7,9より展開            設計荷重(電巻)：飛來物による衝撃荷重を考慮            ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できるように、構成部材が転倒、過大な変形が生じない構造を確保する設計            →基本設計方針No.7~9より展開            設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、飛來物による衝撃荷重等を考慮            ・設計荷重(電巻)に対して、転倒、倒壊及び脱落により電巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう、構成部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保する設計            →基本設計方針No.7~9より展開            設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、飛來物による衝撃荷重等を考慮            ○評価            &lt;電巻防護対策設備の共通設計&gt;            ・防護板(鋼材)は、貫通が生じない厚さを有していることを評価する。            ・防護板(鉄筋コンクリート)は、貫通及び裏面剥離が生じない厚さを有していることを評価する。            ・支持架構は、設計荷重(電巻)に対して防護板(鋼材)を支持できるように、構成部材が転倒、過大な変形が生じない構造を確保する設計 ことを評価する。            ・設計荷重(電巻)に対して転倒、倒壊及び脱落により電巻防護対象施設に波及的影響を与えないよう、構成部材が転倒、過大な変形及び脱落が生じない構造を確保できていることを評価する。</p>	(屋外の常設SA設備(DB/SA兼用設備)を設計荷重(電巻)から防護するためにDBの要求事項で設置した飛來物防護板の機能を期待する。)		
		e. 飛來物防護板は、電巻以外の自然現象及び人為事象により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。							○構造設計等 (電巻以外の自然現象及び人為事象については、当該条文にて展開する。)			
35		(2) 飛來物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛來物防護ネット(補助防護板を含む。))は、防護ネット及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。 a. 防護ネットは、設計飛來物の運動エネルギーを吸収できる強度を有する設計とする。 b. 防護ネットは、飛來物の衝突によりたわみが生じた場合でも、電巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 c. 防護ネット(補助防護板を含む。))は、設計飛來物の通過及び貫通を防止できる設計とする。 d. 支持架構に直接設置する防護ネットは、ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛來物の大きさ以下とするため、鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 e. 防護板(鋼材)は、設計飛來物の貫通を防止できる設計とする。 f. 支持架構は、設計荷重(電巻)に対し、防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 g. 飛來物防護ネットは、内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 h. 飛來物防護ネットは、設計荷重(電巻)により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	-	<p>・電巻防護対策設備の設置要求については、No.31の項目より展開            ○構造設計            &lt;電巻防護対策設備の共通設計&gt;            (基本設計方針No.34と同じ。)            &lt;個別設計&gt;            ・防護ネットは設計飛來物の運動エネルギーを吸収することができるように、破断しない強度を有する設計            →基本設計方針No.7~9より展開            設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、飛來物による衝撃荷重等を考慮            ・防護ネットは設計飛來物の衝突に対してたわみが生じたとしても電巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計            →基本設計方針No.7~9より展開            設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、飛來物による衝撃荷重等を考慮            ・防護ネットは設計飛來物の衝突に対して通過及び貫通を防止できる設計            →基本設計方針No.7~9より展開            設計荷重(電巻)：風圧力による荷重、飛來物による衝撃荷重等を考慮            ・防護ネット(支持架構に直接設置)は、ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛來物の大きさ以下となるよう鋼製の補助防護板を設置する設計            ○評価            &lt;電巻防護対策設備の共通設計&gt;            (基本設計方針No.34と同じ。)            &lt;個別設計&gt;            ・防護ネットは、設計飛來物の衝突に対し、破断しない強度を有していることを評価する。            ・防護ネットは、設計飛來物の衝突に対し、運動エネルギーを吸収できることを評価する。            ・防護ネットは、設計飛來物の衝突に対し、たわみを考慮しても電巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保できていることを評価する。            ・補助防護板は、貫通が生じない厚さを有していることを評価する。</p>				
		i. 飛來物防護ネットは、電巻以外の自然現象及び人為事象により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。							○構造設計等 (電巻以外の自然現象及び人為事象については、当該条文にて展開する。)			



設計種別	No.	8条電巻 基本設計方針	36条SA 基本設計方針													
			多様性,位置的分散				悪影響防止				環境条件				操作性	
			屋外		屋内		屋外		屋内		屋外		屋内		屋外	屋内
			常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	アクセスルート	
防護対象	1	第1章 共通項目 3. 自然現象等 3.3 外部からの衝撃による損傷の防止 3.3.2 電巻 (1)防護すべき施設及び設計方針 安全機能を有する施設は、事業指定(変更許可)を受けた想定される電巻(以下「設計電巻」という。)が発生した場合においても、作用する設計荷重に対してその安全機能を損なわない設計とする。	【36条-8】 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。 【36条-10】 共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響を考慮する。				【36条-46】 重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電気的影響を含む。)、内部発生飛散物による影響並びに電巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。				【36条-69】 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とするとともに、操作が可能設計とする。 【36条-70】 重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。 【36条-71】 荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時又は連鎖して発生を想定する重大事故等としては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的な影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。 【36条-72】 自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生の可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を選定する。 【36条-73】 自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響を考慮する。				【36条-140】 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書「八、再処理施設における核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項」八で考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。 【36条-153】 アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	
		設計電巻から防護する施設(以下「電巻防護対象施設」という。)としては、安全評価上その機能を期待する建物・構築物、系統及び機器を漏れなく抽出する観点から、安全上重要な機能を有する建物・構築物、系統及び機器を対象とする。電巻防護対象施設及びそれらを受納する建屋(以下「電巻防護対象施設等」という。)は、電巻に対し、機械的強度を有すること等により、電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。														
		また、その施設の倒壊等により電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせるおそれがある施設(以下「電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設」という。)の影響及び電巻の随伴事象による影響を考慮した設計とする。														
	4	電巻防護対象施設等以外の安全機能を有する施設は、電巻及びその随伴事象に対して機能を維持すること若しくは電巻及びその随伴事象による損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることにより、その安全機能を損なわない設計とする。	【36条-15】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。				(環境条件のとおり)				【36条-94】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。				【36条-94】 ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、電巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	
	5	また、上記の施設に対する損傷を考慮して代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間での修理を行うことを保安規定に定めて、管理する。														
	6	なお、使用済燃料収納キャスクは再処理施設内に一時的に保管されることを踏まえ、電巻により使用済燃料収納キャスクを受納する建屋が使用済燃料収納キャスクに対して波及的破壊を与えない設計とする。														
設計条件	7	(2)防護設計に係る荷重の設定 電巻に対する防護設計を行うための設計電巻は事業指定(変更許可)を受けた最大風速100m/sとし、設計荷重は、風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物による衝撃荷重を組み合わせた設計電巻荷重並びに安全機能を有する施設に常時作用する荷重、運転時荷重及びその他電巻以外の自然現象による荷重を適切に組み合わせたもの(以下「設計荷重(電巻)」という。)を設定する。									電巻14～12に示す設計方針の前提条件					
	8	風圧力による荷重及び気圧差による荷重は、設計電巻の特性値に基づいて設定する。									電巻14～12に示す設計方針の前提条件					
	9	飛来物による衝撃荷重としては、事業指定(変更許可)を受けた設計飛来物である銅製材(長さ4.2m×幅0.3m×奥行き0.2m、質量135kg、最大水平速度51m/s、最大鉛直速度34m/s)が衝突する場合の荷重を設定する。									電巻14～12に示す設計方針の前提条件					
	10	さらに、設計飛来物に加えて、電巻の影響を考慮する施設の設置状況及びその他の環境状況を考慮し、評価に用いる飛来物の衝突による荷重を設定する。									電巻14～12に示す設計方針の前提条件					
	11	銅製材よりも運動エネルギー又は貫通力が大きくなる高機材等の設置場所及び障害物の有無を考慮し、固定、囲構又は建屋収納並びに車高の入構管理及び退避を実施することにより、飛来物とならない設計とする。									電巻29にて具体化					
12	また、設計飛来物による衝撃荷重を上回ると想定される再処理事業所外からの飛来物は、飛来距離を考慮すると電巻防護対象施設等に到達するおそれはないことから、衝撃荷重として考慮する必要のあるものはない。									電巻14～12に示す設計方針の前提条件						

設計種別	No.	8条電巻 基本設計方針	36条SA 基本設計方針													
			多様性,位置的分散				悪影響防止				環境条件				操作性	
			屋外		屋内		屋外		屋内		屋外		屋内		屋外	屋内
常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	屋外	屋内			
	13	(3)電巻に対する影響評価及び電巻防護対策 a. 電巻に対する影響評価及び電巻防護対策 電巻に対する防護設計において、電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して機械的強度を有する建屋により保護すること、電巻防護対策設備を設置すること等により、安全機能を損なわない設計とする。	(具体的設計は電巻14~19の重大事故等対処設備の設計方針に展開)													
防護対象施設の防護設計	14	建屋内の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して電巻防護対象施設を収納する建屋内に設置することにより、安全機能を損なわない設計とする。	【36条-14】 a.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性,独立性,位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	【36条-14】 a.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性,独立性,位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	【36条-30】 屋内に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災,塩害,航空機落下,有毒ガス,敷地内における化学物質の漏えい,電磁的障害,近隣工場等の火災及び爆発に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に保管し、かつ、設計基準事故に対処するための設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-91】 屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,非常用電源建屋,主排気筒管理建屋,第1保管庫・貯水所,第2保管庫・貯水所,緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-91】 屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,非常用電源建屋,主排気筒管理建屋,第1保管庫・貯水所,第2保管庫・貯水所,緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-91】 屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,非常用電源建屋,主排気筒管理建屋,第1保管庫・貯水所,第2保管庫・貯水所,緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-121】 風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-166】 屋内のアクセスルートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪,落雷,火山の影響,生物学的事象,森林火災,塩害,航空機落下,敷地内における化学物質の漏えい,近隣工場等の火災,爆発,有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。		
	15	電巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(電巻)に対して構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、建屋内の電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。														
	16	また、設計飛来物の衝突に対して、貫通及び裏面剥離の発生により電巻防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	-													
	17	塔橋類廃ガス処理設備等の建屋内の施設で外気と繋がっている電巻防護対象施設は、気圧差による荷重に対して構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。														
	18	開口部等からの設計飛来物の侵入により、建屋内に収納されるが防護が期待できない電巻防護対象施設は、電巻防護対策設備を設置することにより、設計飛来物の衝突による影響に対して、安全機能を損なわない設計とする。														
19	安全冷却水系の冷却塔等の屋外の電巻防護対象施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、安全機能を損なわないよう、要求される機能を維持する設計とする。また、設計飛来物の衝突による影響に対して安全機能を損なわない場合には、電巻防護対策設備を設置することにより安全機能を損なわない設計とする。	【36条-14】 a.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性,独立性,位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	【36条-31】 屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象,人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管すること位置的分散を図る設計とする。 【36条-32】 また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	【36条-14】 a.常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性,独立性,位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-50】 重大事故等対処設備が電巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管すること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて固縛等の措置をとること、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	【36条-91】 屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,非常用電源建屋,主排気筒管理建屋,第1保管庫・貯水所,第2保管庫・貯水所,緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-92】 屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風),電巻,積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び電巻による風荷重,積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-91】 屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風),電巻,凍結,高温,降水,積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋,分離建屋,精製建屋,ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋,高レベル廃液ガラス固化建屋,使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,制御建屋,非常用電源建屋,主排気筒管理建屋,第1保管庫・貯水所,第2保管庫・貯水所,緊急時対策建屋及び洞道に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-122】 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び電巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止,固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	【36条-157】 屋外のアクセスルートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊,周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり),その他自然現象による飛来物(風(台風)及び火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下,爆発)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早急に固縛可能なアクセスルートを確保するため、障害物を除去可能なホイールローダを3台使用する。ホイールローダは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。			
20	電巻防護対策設備の基本設計方針については、第2章 個別項目の「7.3.4 電巻防護対策設備」に示す。															
21	電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼし得る施設のうち、破損に伴う倒壊又は転倒による機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、当該施設の倒壊又は転倒により、周辺の電巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼさない設計とする。電巻防護対象施設等が機能喪失に陥った場合に電巻防護対象施設も機能喪失させる機械的影響を及ぼし得る施設は、設計荷重(電巻)に対して、必要な機能を維持する設計とする。															
22	使用済燃料収納キャスクを収納する建屋は、設計荷重(電巻)に対して、構造強度評価を実施し、構造健全性を維持することにより、使用済燃料収納キャスクに波及的破損を与えない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
随伴事象に対する防護設計	23	b. 電巻随伴事象に対する設計方針 過去の他地域における電巻被害状況及び再処理施設の配置から、電巻随伴事象として火災,溢水及び外部電源喪失を想定し、これらの事象が発生した場合においても、電巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	24	電巻随伴事象のうち火災に対しては、火災源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を評価した上で、電巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計又は火災の感知・消火等の対策により電巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての火災による影響は外部火災及び内部火災に対する防護設計に包絡されるため、「3.3.3 外部火災」の「(b) 近隣の産業施設の火災及び爆発に対する防護対策」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	25	電巻随伴事象のうち溢水に対しては、溢水源と電巻防護対象施設の位置関係を踏まえた影響評価を行った上で、電巻防護対象施設の安全機能に影響を与えない設計とする。電巻随伴事象としての溢水による影響は溢水に対する防護設計に包絡されるため、「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」の「6.3.4 その他の溢水」に基づく設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
26	電巻随伴事象のうち外部電源喪失に対しては、外部電源喪失が生じたとしても非常用内電源系統等の安全機能を確保する設計とし、非常用内電源系統による電源供給を可能とすることで電巻防護対象施設の安全機能を維持する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			

設計種別	No.	8条電巻 基本設計方針	36条SA 基本設計方針													
			多様性,位置的分散				悪影響防止				環境条件				操作性	
			屋外		屋内		屋外		屋内		屋外		屋内		屋外	屋内
			常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	常設SA設備	可搬型SA設備	アクセスルート	
運用	27	c. 必要な機能を損なわないための運用上の措置 電巻に関する設計条件等に係る新知見の収集及び電巻に関する防護措置との組合せにより安全機能を損なわないための運用上の措置として、以下を保安規定に定めて、管理する。	電巻14~12に示す重大事故等対処設備の基本設計方針の前提となる方針													
	28	・設計電巻の特性値、電巻と同時に発生する自然現象等について、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価を行うこと	電巻14~12に示す重大事故等対処設備の基本設計方針の前提となる方針													
	29	・資機材等の固定、固縛又は建屋収納並びに車両の入構管理及び退避を行うこと	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
電巻防護対策設備に対する設計方針	30	第2章 個別項目 7. その他再処理設備の附属施設 7.9 電巻防護対策設備 電巻防護対策設備の設計に係る共通的な設計方針については、第1章 共通項目の「2. 地震」、 「3. 自然現象等」、 「5. 火災等による損傷の防止」、 「6. 再処理施設内における溢水による損傷の防止」、 「7. 再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止」及び9. 設備に対する要求」に基づきものとする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	31	電巻に対する防護設計においては、建屋による防護が期待できない電巻防護対象施設及び安全機能を損なうおそれのある屋外に設置される電巻防護対象施設が設計飛来物の衝突によって安全機能を損なうことを防止するため、電巻防護対策設備を設置する設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	32	電巻防護対策設備は、設計電巻によって発生する設計飛来物による電巻防護対象施設への影響を防止するための飛来物防護板及び飛来物防護ネット構成する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	33	電巻防護対策設備の設計に際しては、電巻防護対策施設が安全機能を損なわないよう、次のような方針で設計する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	34	(1) 飛来物防護板 飛来物防護板は、防護板(鋼材)とそれを支持する支持架構又は建屋に支持される防護板(鉄筋コンクリート)で構成し、以下の設計とする。 a. 防護板は、設計飛来物の貫通及び裏面剥離を防止できる設計とする。 b. 支持架構は、設計荷重(電巻)に対し、防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 c. 飛来物防護板は、排気機能に影響を与えない設計とする。 d. 飛来物防護板は、設計荷重(電巻)により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 e. 飛来物防護板は、電巻以外の自然現象及び人為事象により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	35	(2) 飛来物防護ネット 冷却塔周りに設置する飛来物防護ネット(補助防護板を含む。)は、防護ネット及び防護板(鋼材)とそれらを支持する支持架構で構成し、以下の設計とする。 a. 防護ネットは、設計飛来物の運動エネルギーを吸収できる強度を有する設計とする。 b. 防護ネットは、飛来物の衝突によりたわみが生じた場合でも、電巻防護対象施設に衝突しない離隔距離を確保する設計とする。 c. 防護ネット(補助防護板を含む。)は、設計飛来物の通過及び貫通を防止できる設計とする。 d. 支持架構に直接設置する防護ネットは、ネットと支持架構の隙間を設計上考慮する飛来物の大きさ以下とするため、鋼製の補助防護板を設置する設計とする。 e. 防護板(鋼材)は、設計飛来物の貫通を防止できる設計とする。 f. 支持架構は、設計荷重(電巻)に対し、防護ネット及び防護板(鋼材)を支持できる強度を有する設計とする。 g. 飛来物防護ネットは、内包する冷却塔の冷却能力に影響を与えない設計とする。 h. 飛来物防護ネットは、設計荷重(電巻)により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。 i. 飛来物防護ネットは、電巻以外の自然現象及び人為事象により、電巻防護対象施設に波及的影響を与えない設計とする。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

■：耐震 ■：共通・DB・SA ■：濃縮 ■：その他の面談/ヒアリング ■：審査会合関係

		10月/11月				
月日	30 月	31 火	1 水	2 木	3 金	
AM	10:00~ (再/廃) 入力地震動の策定に係るヒアリング 【対面希望】 ・耐震建物08 (減衰定数 (西側地盤)) ・耐震建物08 (R21) 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所		10:00~ 安全性向上評価に関する面談 ・安全性向上評価に係る進捗状況について		文化の日	
PM				13:30~ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方、DB/SAの紐づけ整理の考え方及びサンプル等)		
資料提出予定		・事業部間整合を踏まえた設計審査委員会の運用、事業変更許可申請書記載事項の整理等		・今後の進め方 (全体の進め方、DB/SAの紐づけ整理の考え方及びサンプル等) ⇒ AM提出 ・SAの要求事項の整理 (10/24ヒアの反映) ・DBの設計項目の整理 (10/25ヒアの反映) ・共通12における作成ガイド (案)		
		11月				
月日	6 月	7 火	8 水	9 木	10 金	
AM		10:00~ 設計プロセスの運用改善状況に関する面談 ・事業部間整合を踏まえた設計審査委員会の運用、事業変更許可申請書記載事項の整理等		10:00~ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・共通12本文、参考資料 (資料4関係の反映、再処理の設計グループの設定の反映)	10:00~ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方等) 上記ヒアリング終了後 (再/廃/M) 審査会合資料ヒアリング 【対面希望】 ・審査会合資料 (案)	
PM		13:30~15:00 3Sに関する面談 ・3Sインターフェイスに係る検討の進め方	13:30~ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・SAの要求事項の整理 ・DBの設計項目の整理 ・共通12における作成ガイド (案)	13:30~ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・共通12 (MOX説明グループ1) 資料1~3	13:30~ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング (9日から続き) ・共通12 (MOX説明グループ1) 資料1~3 ・耐震建物01	
資料提出予定	・3Sインターフェイスに係る検討の進め方 (AM)	・共通12本文、別添、参考資料 (資料4関係の反映、再処理の設計グループの設定の反映) ・共通12 (MOX 説明グループ1) 資料1~3 修正版 (10/26、27ヒアを踏まえた修正) ・耐震建物01		・今後の進め方 (全体の進め方等) ・審査会合資料 (案) [AM] ・耐震建物08 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所		
		11月				
月日	13 月	14 火	15 水	16 木	17 金	
AM			10:00~ (再/廃/M) 審査会合資料ヒアリング 【対面希望】 ・審査会合資料 (案)		10:00~ (再/廃/M) 今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方 (全体の進め方等)	
PM		13:30~ (再/廃) 入力地震動の策定に係るヒアリング ・耐震建物08 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所		13:30~ (再/廃/M) 共通12に関するヒアリング ・DB/SAの紐づけ整理		
資料提出予定	・DB/SAの紐づけ整理	・審査会合資料 (案)		・今後の進め方 (全体の進め方等) ・共通12本文、参考資料 ・共通12 (MOX 説明グループ1) 資料1~3 修正版 (11/9、10ヒアを踏まえた修正) ・共通12 (MOX 説明グループ1) に係る個別補足説明資料 (10/26、27、11/9、10ヒアを踏まえた修正)	・審査会合資料 (AM)	

設工認等週間スケジュール

月日	11月				
	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金
AM	審査会合希望			勤労感謝の日	
PM					
資料提出予定			・耐震建物08修正版（10/6、10、30ヒアを踏まえた修正） ・耐震建物08 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所		
月日	11月/12月				
	27 月	28 火	29 水	30 木	1 金
AM					10:00～ （再/廃/M）今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方（全体の進め方等）
PM	13:30～ （再/廃/M）今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方（全体の進め方等）		13:30～ （再/廃）入力地震動の策定に係るヒアリング 【対面希望】 ・耐震建物08修正版（10/6、10、30ヒアを踏まえた修正） ・耐震建物08 指摘事項踏まえた反映方針及び反映箇所		
資料提出予定	・今後の進め方（全体の進め方等）⇒AM提出			・今後の進め方（全体の進め方等）	
月日	12月				
	4 月	5 火	6 水	7 木	8 金
AM					10:00～ （再/廃/M）今後の進め方に関するヒアリング 【対面希望】 ・今後の進め方（全体の進め方等）
PM					
資料提出予定				・今後の進め方（全体の進め方等）	